

令和3年度 奄美の海魅力体験動画制作業務 仕様書

1 委託業務名

令和3年度 奄美の海魅力体験動画制作業務

2 業務の目的

リニューアルオープンする奄美海洋展示館において、来館者に対し奄美の海の魅力を十分に体験できる映像や児童・生徒に向けた学習素材映像の制作及び、臨場感・没入感のあるVR（Virtual Reality）動画コンテンツを制作し、来館者の満足度の向上を図り、海洋資源を生かした更なる観光振興につなげることを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日から令和4年2月28日まで

4 委託上限額

委託上限額 16,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

「奄美の海」の魅力を伝えるために、「業務の目的」を踏まえた下記の映像を制作すること。その上で、遠隔操縦機（ドローン）等や360°全方位カメラ等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用すること。

映像の撮影場所は奄美大島及び周辺近海とする。

番号	撮影内容	撮影本数	再生時間	解像度
1	超高精細映像（一般来館者用）	1本	15～20分	4K
2	超高精細映像（児童・生徒用）	1本	15～20分	4K
3	VR動画	5本	各2分程度	4K以上

（1）超高精細映像制作（一般来館者用）

（ア）打合せ及びロケハン

映像制作のシナリオについては、企画提案時の提出資料を基に進めるが、紬観光課職員と打合せを行い進めること。また、動画撮影及び編集方針についても同様とし、原則紬観光課職員立ち合いのもと、撮影場所のロケハンを実施すること。

（イ）超高精細映像（4K）動画の撮影・編集

①制作数 動画1本（15分以上20分以内）

②撮影は4K映像記録機器を使用し撮影すること。

（ウ）映像BGM及び映像ナレーション・字幕挿入

①制作する映像には適宜BGM及びナレーション・字幕を使用すること。

②ナレーション言語は日本語及び英語とし、各言語を母国語とするアナウンサー経験等のナレーションを行うのに十分な能力・経験を有する者を選定すること。

③字幕言語は、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、日本語とし、字幕は受託者が翻訳するものとする。

(エ) その他

映像の再生は、奄美海洋展示館内の映像ホールでの再生を前提としている。

(2) 超高精細映像制作（児童・生徒用）

(ア) シナリオ作成

映像制作のシナリオについては、企画提案書を基に、学識経験者の監修を受け、市の承認を得ること。また、児童・生徒向け用の映像であることから、「奄美の海」について学習できる内容とし、動植物の生態や、島の文化なども分かりやすく解説すること。

監修者への報酬については、委託料に含めるものとする。

(イ) 超高精細映像（4K）動画の撮影・編集

①制作数 動画1本（15分以上20分以内）

②撮影は4K映像記録機器を使用し撮影すること。

③必要に応じアニメーションやCGなどを取り入れ、児童・生徒が理解しやすい内容で制作すること。

(ウ) 映像BGM及び映像ナレーション・テロップ制作

①制作する映像には適宜BGM及びナレーション・テロップを使用すること。

②ナレーション・テロップ言語は日本語とし、日本語を母国語とするアナウンサー経験等のナレーションを行うのに十分な能力・経験を有する者を選定すること。

(エ) その他

映像の再生は、奄美海洋展示館内の映像ホールでの再生を前提としている。

(3) VR動画制作

(ア) シナリオ作成

映像制作のシナリオについては、企画提案時の提出資料を基に進めるが、制作する動画の内3本は、下記テーマに沿ったシナリオを袖観光課職員と打合せを行い作成すること。また、動画撮影及び編集方針についても同様とする。

【テーマ設定】

番号	テーマ	内容
1	奄美の海（ダイビング）	サンゴ礁域でのダイビング体験
2	奄美の海（シュノーケリング）	サンゴ礁域でのシュノーケリング体験
3	ホエールスイム	ザトウクジラとのスイム体験

(イ) 360° VR動画の撮影・編集

①制作数 5本（各2分程度）

再生時間は、テーマ・シナリオに沿ってその動画に最適な設定とし、撮影する素材により異なって構わない。

②撮影画質 解像度：4K以上、フレームレート：60fps

③映像方式 360° VR映像

(ウ) 映像BGM及び映像ナレーション・テロップ制作

- ①制作する映像には必要に応じてBGM及びナレーション・テロップを使用すること。
- ②ナレーション言語は日本語及び英語とし、各言語を母国語とするアナウンサー経験等のナレーションを行うのに十分な能力・経験を有する者を選定すること。

(エ) 制作・納品にあたっての留意事項

- ①再生する機器はスタンドアローン型を想定し、ヘッドフォン一体型あるいはその他適当な機器を奄美市と協議し選定すること。
- ②制作した動画コンテンツを全て保存した、再生機器（充電器等必要な機材含む。）を10台納品すること。あわせて、操作マニュアルを作成すること。
- ③再生機器の使用は、着座又は直立のまま視聴し、移動することを想定していないため、自動的にストーリーが進行するように設定すること。ただし、頭部の上下左右の動きに対応するヘッドトラッキングへの対応は求めるが、移動を必要とするようなポジショントラッキングは求めないものとする。

(オ) その他

制作したVR動画は奄美海洋展示館内での使用を前提としているが、観光PR等での使用も想定されることから、YouTube等の動画投稿サイトに投稿するために必要な設定（ダウンサイジング等）も行うこと。

6 成果品

(1) 業務実績報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実績報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- ・実績報告書（紙媒体）3部及び電子媒体（DVD等の記録媒体）1つ

(2) 5（1）及び（2）により制作した動画コンテンツを収めた電子媒体

- ・制作した動画コンテンツを収めた外付けHDD3つ

※編集可能なマスターデータも納品することとし、ファイル形式は奄美市と協議の上決定すること。

(3) 5（3）により制作したVR動画、及び制作した動画コンテンツを全て保存した、スタンドアローン型の再生機器

- ・制作した動画コンテンツを収めた外付けHDD3つ

※編集可能なマスターデータも納品することとし、ファイル形式は奄美市と協議の上決定すること。

- ・スタンドアローン型の再生機器（充電器等必要な機材及び操作マニュアル含む。）10台

7 著作権等の取扱いについて

(1) 本仕様書に規定するところにより、受託者が奄美市に引き渡すべき成果品は、奄美市の所有とする。

(2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、奄美市に帰属し、受託者が複製、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、奄美市の承諾を受けなければならない。

- (3) 奄美市は成果品を公表することができる。この奄美市の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- (4) 本業務実施のために使用された受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を使用したものにおいては、奄美市はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (5) 受託者は、奄美市が認めた場合のみを除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ奄美市の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を遵守し、奄美市と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として奄美市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託業務終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務より発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は奄美市に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 奄美市が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく奄美市と協議を行うものとする。

9 その他

- (1) 委託金額の内容
委託金額には、事業実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- (2) その他
本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議して決定する。